

§ 4 特別募集 [海外帰国生徒特別募集]

I 志願資格

海外帰国生徒特別募集への志願者は、前記 § 1 の I の 1 に該当する者であって、かつ、原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して 2 年以上外国に在住して帰国した日が令和 3 年 4 月 1 日(ただし、県立神奈川総合高等学校において後記 II の 2 の(3)により実施する後期募集の志願者については、令和 3 年 10 月 1 日とする。)以降の者とする。

II 募集及び募集期間

1 募集

海外帰国生徒特別募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

高等學校名	課程・学科等
県立神奈川総合高等学校	単位制による全日制の課程 普通科国際文化コース
県立横浜国際高等学校	単位制による全日制の課程 国際科(国際バカロレアコースを除く。) 単位制による全日制の課程 国際科国際バカロレアコース
県立新城高等学校	全日制の課程 普通科
県立相模原弥栄高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立西湘高等学校	全日制の課程 普通科
県立鶴嶺高等学校	全日制の課程 普通科
県立伊志田高等学校	全日制の課程 普通科
横浜市立東高等学校	単位制による全日制の課程 普通科

2 募集期間

(1) 志願資格確認期間、受付時間及び場所は、次のとおりとする。

確認期間	受付時間	場所
令和 6 年 1 月 4 日(木)から 16 日(火)まで (土曜日、日曜日、休日及び各高等学校の 学校閉学日を除く。)	午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで	志願先の高等学校

(2) 募集期間は、次のとおりとする。

募集期間
令和 6 年 1 月 24 日(水)午前 0 時から 1 月 31 日(水)正午まで

(3) 県立神奈川総合高等学校における後期募集の募集期間及び入学願書(第 2 号様式の 1)の受付時間は、次のとおりとする。

募集期間	受付時間
令和 6 年 7 月 24 日(水)から 7 月 26 日(金)まで	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで ただし、7 月 26 日(金)は、午前 9 時から正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

- (1) 志願は、一の高等学校に限る。
- (2) 他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。
- (3) 高等学校等に在籍している者の志願は認めない。
- (4) 海外帰国生徒特別募集に志願した者は、それ以外の募集に同時に志願することは認めない。
- (5) 県立横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの志願者が同校の国際科(国際バカロレアコースを除く。)に対し、第 2 希望として志願することを認める。また、県立横浜国際高等学校国際科(国際バカロレアコースを除く。)の志願者が同校の国際科国際バカロレアコースに対し、第 2 希望として志願することを認める。

2 志願の手続

(1) 志願の手続(県立神奈川総合高等学校(後期募集)を除く。)

ア 志願者は、志願資格確認期間内に、志願先の高等学校長に次の書類を提示する。

(ア) 原則として、継続して2年以上外国に在住していたことを証明する書類

(イ) 令和3年4月1日以降に帰国したことを証明する書類

イ 志願先の高等学校長は、前記アに規定する書類の提示を受け、志願資格を確認した志願者について、インターネット出願システムに確認情報を登録する。

ウ 志願者は、特別募集における面接を実施する志願先の高等学校において、当該高等学校長が定めた様式による書類の提出を求める場合には、これを志願先の高等学校長に提出する。提出方法、期間等は、前記§1のIIIの4の(1)及び(2)のアの規定を準用する。

エ その他の手続については、前記§1のIIIの2の(1)、(3)、(6)及び(7)の規定を準用する。

(2) 県立神奈川総合高等学校の後期募集における志願の手続

ア 志願者は、入学願書(第2号様式の1)を県立神奈川総合高等学校長に提出する。

なお、郵送による入学願書の提出は認めない。また、志願した選抜の募集期間中は、志願の取消しはできない。

志願者は、県立神奈川総合高等学校長が面接の際に参考とする面接シートの提出を求める場合には、これを併せて提出する。

イ 志願者は、入学願書(第2号様式の1)提出の際、次の書類を提示する。

(ア) 原則として、継続して2年以上外国に在住していたことを証明する書類

(イ) 令和3年10月1日以降に帰国したことを証明する書類

ウ 志願について、県教育長の承認を必要とする者は、後記VIに定める。

エ その他の手続については、前記§1のIIIの2の(6)、(7)及び前記§2のIIIの2の(1)の規定を準用する。

3 中学校長が行う手続

中学校長が行う手続は、前記§1のIIIの4の(1)、(2)のア及び(3)の規定を準用する。

なお、前記IIの2の(3)の県立神奈川総合高等学校の後期募集の志願者について、調査書の提出期間及び受付時間は次のとおりとする。

提出期間	受付時間
令和6年7月24日(水)から7月26日(金)まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

4 高等学校長が行う措置

高等学校長が行う措置は、前記§1のIIIの5の(3)のアの規定を準用する。

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

前記IIIの2による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中1回に限り、志願した高等学校の課程、学科又はコースにかかわらず、募集期間を同じくする一般募集及び特別募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校的他の学科若しくはコースに志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。また、前記IIIの1の(5)による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

なお、前記IIの2の(3)の県立神奈川総合高等学校における後期募集においては、志願変更は認めない。

2 志願変更の期間

志願変更の期間は、次のとおりとする。

志願変更の期間
令和6年2月5日(月)午前0時から2月7日(水)正午まで

3 志願変更の手続

志願変更の手続については、前記§1のIVの3の(1)、(3)及び(5)の規定を準用する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

学力検査、作文(日本語による)及び面接とする。学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)とする。ただし、横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースは、これに加えて特色検査を行う。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検査の期日
令和6年2月14日(水) ただし、県立横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースにおける特色検査の期日は、2月15日(木)

なお、前記Ⅱの2の(3)の県立神奈川総合高等学校における後期募集の検査の期日は、次のとおりとする。

検査の期日
令和6年7月30日(火)

3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

4 検査の時間

学力検査の教科等の時間割は、前記Ⅱの2の(3)の県立神奈川総合高等学校の後期募集も含め、次のとおりとする。

時刻	教科等	所要時間	備考
8:50～9:10	検査についての注意	20分	
9:20～10:10	外国語(英語)	50分	
10:25	(予鈴)		
10:30～11:20	国語	50分	
11:35	(予鈴)		
11:40～12:30	数学	50分	1 検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。 2 外国語(英語)は、リスニングテストを含む。
12:30～13:15	(昼食)		
13:15	(予鈴)		
13:20～14:10	作文	50分	
14:20～	面接		

なお、県立横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースにおける特色検査の時間は、同校の校長が定め、別途、志願者に指示する。

5 検査を受検しなかった者の取扱い

前記§1のVの5の規定を準用する。(県立神奈川総合高等学校の後期募集を除く。)

6 選考の方法

(1) 県立横浜国際高等学校を除く高等学校

選考にあたって当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書、学力検査(追検査を含む。)の結果、作文及び面接の結果を資料として総合的に選考し、合格者を決定する。

なお、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

(2) 県立横浜国際高等学校

ア 選考にあたって県立横浜国際高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書、学力検査(追検査を含む。)の結果、作文、面接及び特色検査(国際科国際バカロレアコースのみ)の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定する。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

なお、一般募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定する。

イ 前記アに従って合格者を決定した上で、国際科国際バカロレアコースの選考において欠員を生じた場合、国際科(国際バカロレアコースを除く。)を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、国際科国際バカロレアコースを第2希望とする者の中から、事前に公表する国際科(国際バカロレアコースを除く。)の選考基準の数値の算出方法を用い、総合的に選考し、合格者を決定する。

ウ 前記イに従って合格者を決定した上で、さらに一般募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員がある場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定する。

(3) その他

前記§1のVの8及び9の規定を準用する。

7 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付場所は、次のとおりとする。また、当該高等学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付場所
令和6年2月28日(水)午前9時 インターネット出願システム上で確認する。	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先)

なお、前記IIの2の(3)の県立神奈川総合高等学校における後期募集の合格者の発表の日時及び場所は、次のとおりとする。神奈川総合高等学校長は、受検票で受検番号等を確認し、受検者に対して合否結果通知書の入った封筒を手渡すものとする。さらに、合格者に対しては、合格通知書を交付する。

合 格 者 の 発 表 の 日 時	場 所
令和6年8月2日(金)午前10時から正午まで	県立神奈川総合高等学校

VI 県教育長の志願の承認

前記§1のVIIの規定を準用する。ただし、県立神奈川総合高等学校が実施する海外帰国生徒特別募集の前記IIの2の(3)の後期募集に係る県教育長の志願の承認に関する事項については次のとおりとし、県立神奈川総合高等学校長に委任する。

1 県教育長の志願の承認を必要とする者

(1) 県外から本県に転居予定の者(保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和6年10月1日までに県内に居住する予定の者(一時的な県内への転居を除く。))

(2) その他特別な事情がある者

2 手続

承認を受けようとする者は、次に掲げる書類を前記IIの2の(3)の期間内に、県立神奈川総合高等学校長に提示又は提出する。

(1) 前記1の(1)に該当する者

前記§1のVIIの2の(1)のアの(ア)の規定を準用する。

(2) 前記1の(2)に該当する者

その事実を証明できるもの。

VII 入学の許可及び入学手続

前記§1のVIIIの規定を準用する。

VIII その他

1 志願取消の手続

(1) 海外帰国生徒特別募集(県立神奈川総合高等学校(後期募集)を除く。)においては、前記§1のIXの1の(1)及び2から4の規定を準用する。

(2) 県立神奈川総合高等学校(後期募集)においては、前記§1のIXの1の(2)及び2から4の規定を準用する。

2 二次募集は実施しない。